

不利益処分の内容	行政財産の目的外使用許可の取消し		
根拠法令及び条項	地方自治法第 238 条の 4 第 9 項		
担 当 課	財産経営課	処分権者	市長ほか
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	1 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。 2 許可の条件に違反する行為があると認めるとき。		